

国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 特定任期付職員の給料表の改定及び期末手当の支給率の引上げ
を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例案

国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 24
年 12 月国立市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	373,200円
2	420,600円
3	470,700円
4	536,700円
5	609,300円

第 4 条第 5 項中「別表第 1 備考 3 に掲げる額」を「別表第 1 の 1 級の欄

29号級の項に定める給料月額」に改める。

第5条中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「新条例」という。）第4条の規定は令和5年4月1日から、新条例第5条の規定は令和5年12月1日から適用する。

(令和5年12月期の期末手当に関する特例措置)

- 3 令和5年12月1日を基準日として支給する期末手当に限り、新条例第5条の規定の適用については、同条中「100分の167.5」とあるのは、「100分の170」とする。

(給与の内払)

- 4 この条例による改正前の国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて令和5年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。